

暴[●]迫しまね

令和7年

vol. 67

「暴力団 徹底排除の 街づくり」

CONTENTS

| | |
|-----------------------------------|---|
| 暴力団のない安全・安心な島根を目指して | 2 |
| 令和7年度事業計画 | 3 |
| 暴力団等の情勢 | 4 |
| 少年を暴力団から守るために | 5 |
| 暴力団等に対する基本的対応要領 | 6 |
| 責任者講習におけるアンケート結果 | 7 |
| 暴力団排除活動啓発用DVD貸し出しのご案内/ 賛助会員の募集 | 8 |

表紙写真：松江の大橋川に架かる松江大橋と白い時計台



暴力団のない 安全・安心な島根を目指して

～新たなる脅威「匿名・流動型犯罪グループ」への対応～



島根県警察本部刑事部参事官

組織犯罪対策課長 **松島 和博**

県民の皆様には、平素から暴力団対策をはじめ警察業務各般にわたり、深いご理解とご協力を賜っており、心からお礼を申し上げます。

さて、全国の暴力団の勢力についてですが、令和6年末時点での暴力団構成員の数は18,800人で、昨年から約1,600人減少しており、暴力団対策法が施行された平成3年には91,000人であったのが初めて2万人を割っています。

これは、官民一体となった暴力団排除活動の進展や暴力団対策法等を適用した取り締まりにより、暴力団から構成員の離脱が進んだことなどが要因として考えられます。

県内においては、六代目山口組系の組織を3団体、約50人の暴力団構成員等を把握しており、前年比で約10人減少しました。

全国的にみれば島根県内の勢力自体は多くなく、表向きは平穏に見えますが、六代目山口組とそこから離反した神戸山口組との対立抗争を受け、本県でも、島根県公安委員会が松江市を警戒区域に定め、両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定し、指定期限の延長をするなど、情勢に応じた措置を講じながら、対立抗争事件の未然防止を図っています。

今年4月には、六代目山口組が兵庫県警に対して、抗争終結の宣誓書を提出した事実がありますが、現状では六代目山口組からの一方的な宣誓であるため、抗争が終結したと見なされるものではなく、今後の情勢は不透明なため、警察としては引き続き警戒を続けております。

一方、暴力団の資金源獲得犯罪については、これまでの恐喝、賭博、薬物犯罪等に加えて、いわゆる特殊詐欺のような知能犯罪にも介入するなど、その態様は、社会、経済情勢に応じて多様化させている状況があります。

近年では、暴力団のほか、緩やかな結びつきで離合集散を繰り返しながら犯罪に及ぶ「匿名・流動型犯罪グループ」が特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗、風俗関連事犯などを行っていることが新たな治安の脅威となっており、これら犯罪グループの収益が最終的には暴力団にも流れているとみられます。

当県警としましても、これら犯罪グループの実態解明に向けた捜査を重点目標に定め、組織犯罪対策課内に「匿名・流動型犯罪対策室」を設置し、全国警察と連携した情報収集、分析、犯罪捜査を力強く推し進めているところです。

こうした、種々の暴力団排除の活動には、暴力追放県民センターをはじめ、島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会等の関係機関や事業者の皆様との連携が不可欠であり、今後とも協力体制を維持しながら暴力団排除活動を推進するとともに、警察の活動に対して一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。



令和7年度事業計画

暴力団勢力や当センターの運営課題を踏まえて、下記の事業に取り組みます。

広報啓発事業

- 暴力追放・銃器根絶島根県民大会の開催
- 機関誌、ポスター等の発行・配布
- 暴排功労団体・個人の表彰

暴力相談事業

- 暴力追放相談委員による相談活動
- 県弁護士会民暴委員会・県警察との連携
- 「暴力団相談の日」の開設(毎月第2金曜日)

救済事業

- 暴力団に絡む損害賠償請求訴訟等に対する支援
- 暴力団からの被害者保護・救済諸経費の支援

組織活動支援事業

- 地域・職域からの暴力団排除活動
- 暴力団から少年を守る活動
- 暴力団離脱・就労等社会復帰支援活動

調査研究事業

- 反社の動向・情勢の分析と反社対応への活用
- 暴排意識の把握と暴排施策・講習等への活用

研修事業

- 研修会参加による反社実態の把握と情報収集
- 民暴研究会等での民暴事案対応の研究
- 民事介入暴力対策島根大会への協力
- 新公益法人制度への円滑な移行

委託講習事業

- 不当要求防止責任者講習の計画・実施
- 講習技能の向上と講習内容の充実

※詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

令和6年度の主な活動

理事会・評議員会の開催



理事会・評議員会を各2回開催し、事業計画・予算案、事業報告・決算のほかセンター運営について審議しました。

暴力追放・銃器根絶島根県民大会



島根県民会館中ホールにおいて、約500人の皆様の参加をいただき開催しました。大会は、表彰・大会宣言、特別講演のほか、多くの高校生にも参加をいただき立正大湊南高校マーチングバンド部によるパフォーマンスもあり、大盛況の大会になりました。(11/21)

暴力団社会復帰対策協議会



関係10機関と民暴弁護士で、暴力団離脱や離脱後の就労など社会復帰支援について情報共有と協力を確認しました。(1/20)

不当要求防止責任者講習



39回実施し、1,235人の方に受講していただきました。講習では、ロールプレイングも取り入れ、実戦的な講習を行いました。

暴力相談委員の委嘱



選任された暴力相談委員6名の方に委嘱状を交付しました。その後研修を行いました。委員には2年間務めていただきます。(7/16)

お知らせ

皆様のご参加をお待ちしています!

入場無料

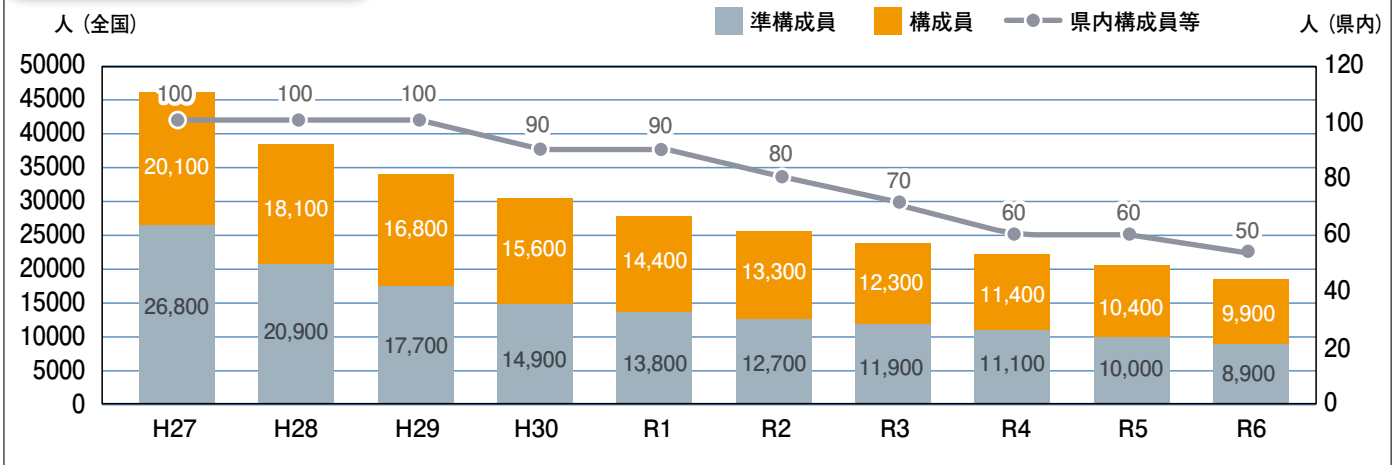
「第33回 暴力追放・銃器根絶島根県民大会」の開催

日 時:令和7年10月22日(水)午後2時 開会(予定)
場 所:島根県民会館 中ホール



暴力団等の情勢

暴力団構成員等の推移



全国

平成17年以降減少傾向が継続。令和6年末現在、**約18,800人(前年比-1,600人)**②

- 六代目山口組と神戸山口組、池田組、絆會との間の対立抗争は未だ継続状態。
- 「組織実態の隠蔽・不透明化」と「資金獲得活動の悪質・巧妙化」が一層進行
- 緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、匿名性の高い通信手段等を活用し、違法な資金獲得活動をする「匿名・流動型犯罪グループ」(トクリュウ)と水面下でつながり共存
～特殊詐欺、強盗さらにはSNS型投資・ロマンス詐欺など各種犯罪を組織的・広域的に敢行

②暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値とは必ずしも一致しません。

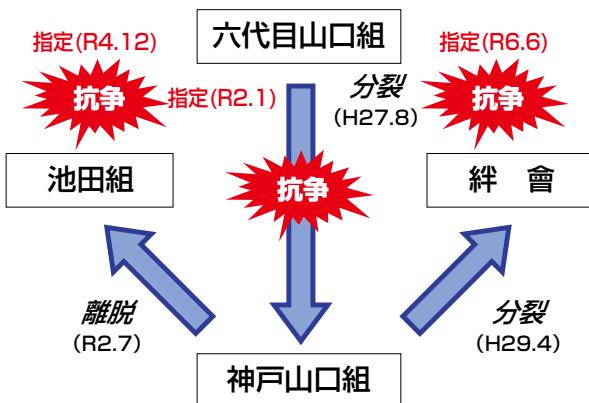
県内

令和6年末現在、六代目山口組系**3団体約50人(前年比-10人)**

※県内3団体は六代目山口組2次団体「大同会(米子市)」傘下。(松江市に2団体、浜田市に1団体)

- 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争状態により、島根県公安委員会による**松江市**の「警戒区域」、両団体に対する「特定抗争指定暴力団等」の指定は、令和2年7月から継続中。

六代目山口組に絡む対立抗争



六代目山口組・神戸山口組・池田組・絆會の「特定抗争指定暴力団等」の指定にかかる「警戒区域」

| 特定抗争指定暴力団等 | 六代目山口組・神戸山口組 | 六代目山口組池田組 | 六代目山口組絆會 |
|------------|---------------------|-----------|----------|
| 府 県 | 市・町 | 市・町 | 市・町 |
| 茨城県 | | | 水戸市 |
| 岐阜県 | 岐阜市・大垣市 | 岐阜市 | 岐阜市 |
| 愛知県 | 名古屋市・刈谷市・あま市・知多郡武豊町 | 名古屋市 | 名古屋市 |
| 三重県 | 桑名市 | 桑名市 | 桑名市・伊賀市 |
| 滋賀県 | | | 大津市 |
| 京都府 | 京都市 | 京都市 | |
| 大阪府 | 大阪市 | | 大阪市 |
| 兵庫県 | 神戸市・姫路市・尼崎市・加古郡稲美町 | 神戸市 | 神戸市 |
| 鳥取県 | 米子市 | | |
| 島根県 | 松江市 | | |
| 岡山県 | 津山市 | 岡山市・倉敷市 | |
| 宮崎県 | | 宮崎市 | |
| 計 | 9府県17市町 | 7県8市 | 8府県10市 |

令和6年末現在

少年を暴力団から守るために

少年を暴力団から守る 暴力団対応5原則

- ① 誘いに乗らない ② 話は信用しない ③ 話に応じない
④ 話にはすぐ返答しない ⑤ 誘われても絶対について行かない

- おいしい話には裏があり、甘い話には罠がある。
- 声かけ・呼びかけには応じることなく、その場から立ち去る。
- 誘いには、はっきり・きっぱり「NO」と言う。

～「暴力団対応5原則」で自分を守ろう!～

暴力団は、

- 組員の逮捕や組員の高齢化により、不足する若手組員を補充する必要
- 資金獲得活動の実行役として利用

などの理由から、少年に狙いをつけて組織加入の勧誘をしています。

少年を暴力団から守るためには、少年に暴力団の実態を理解させ、対応を指導することが重要です。

暴力団の生活は、人間性無視の世界!



01 暴力団に入ると、まともな仕事はできません。従って、生活費は犯罪で稼ぐことになります。

暴力団から、生活費などの支給はありません。暴力団は「犯罪集団」なので、警察に逮捕されるのは当然のことです。犯罪で得た金も「組」が吸い上げます。

02 暴力団に入ると、簡単に組抜け(脱退)できません。

暴力団に入ると、自由に組抜けすることは許されません。組内のつながりは絶対的なもので仮に許されたとしても「指詰め」や「大金」を要求されます。対立抗争で死の危険もあります。

03 暴力団に入ると、自由はありません。

一日中、組事務所での電話当番、組長や幹部の世話、使い走りをさせられ、自分の自由な時間はありません

04 暴力団の「掟」は、冷酷非情です。

組長や幹部の命令は「絶対服従」という暴力団特有の「掟」があり、その主たるものが、「反抗の禁止」「仲間を売る(密告・裏切り)ことの禁止」などです。例えば「〇〇を殺せ」「××日までに〇〇〇万円用意しろ」の命令にも逆えられません。

05 暴力団は、「見栄とハッタリ」の集団です。

暴力団は、「高級車を乗り回すこと」「ブランド品を身につけること」「札びらを切ること」「目立つ女性を連れて歩くこと」の「見栄とハッタリ」の4点セットで自分の存在を誇示します。少年の誘い言葉にも使います。

少年に、甘い言葉で加入を勧誘!

01 暴力団は「スキ」のある少年を狙い、加入を勧誘しています。

暴力団は、少年を狙い組織への加入を勧誘しています。深夜徘徊、ヤケになって少年など「スキ」がある勧誘しやすい少年を狙っています。「高級車に乗れる」「金回りが良くなる」「女性にもてる」など甘い言葉をエサに「組」に加入させていきます。甘い言葉には、騙されないでください。

02 暴力団は、暴走族や非行少年グループ等絶好のターゲットとしています。家出少年にも危険あり。

暴力団の中には、暴走族上がりがいったり、暴力団員が暴走族であったり、暴力団に上納金を納めている暴走族があるなど暴力団と暴走族は深い関係にあり「暴力団の予備軍」と言われています。家出少年や家に寄りつかない少年もターゲットになっています。



03 暴力団は、少年に犯罪を行わせています。

暴力団は、自ら表舞台に出ないで少年達を手足として使って犯罪を行わせ、資金を得ています。振り込め詐欺、債権取立、風俗店の呼込み、出会系サイトによる売春斡旋など、ありとあらゆる犯罪に少年が利用されています。

暴力団から
誘われたら、あるいは、
誘いに乗ってしまったら

私たちが、あなたを守ります。

警察をはじめ、家族・先生、そして暴追センターは、あなたの味方です。
一人で悩まないで、相談してください。待っていますから。

暴力団等に対する基本的対応要領

対応の基本「大原則」

組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押しつけることは絶対にやってはいけません。

不当要求に対しては、対応方針をあらかじめ検討し、組織が一体となって対応することが何より大切です。

平素の準備

1 トップの危機管理

★トップ自ら、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
★担当者が発案に報告できる雰囲気作りを行う。



2 体制作り

★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての団否を準備しておく。
★対応する態勢を決めておき、録音、撮影機器等をセッティングしておくとともに、暴力追放ボスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。



3 暴力団排除条項の導入

★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
○暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
○取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約すること
などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事象の発生に備え担当窓口を設けておく。



有事の対応 (不当要求対応要領)

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と要件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



2 相手の確認と要件の確認

落ちついて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、要件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3 対応場所の選定

高早助けを求められることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所（自社の応接室）等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて敵しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られます。次回以降からの交渉で「前は社長が合った。お前ではだめだ。社長を出せ。社長が合わない理由を言え」などと強てかられます。



9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。
暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて軌道に、その場で回答を求めず。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになります。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪捜査や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。
相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失わず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平常の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。



責任者講習におけるアンケート結果

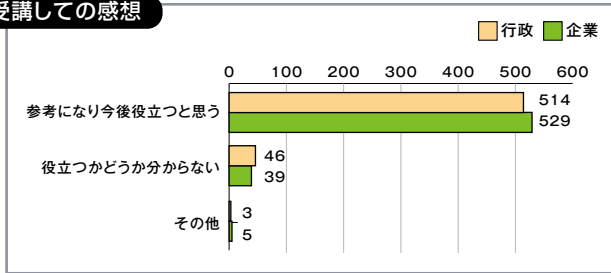
令和6年度の不当要求防止責任者講習受講者1,235人の皆様に、不当要求や講習についてのアンケート調査を行い、1,136人の方にご回答(回答率92.0%)いただきました。
ご協力ありがとうございました。

| | 行政機関 | 一般企業 | 計 |
|--------|-------|-------|-------|
| 対象者数 | 636 | 599 | 1235 |
| 回答数 | 563 | 573 | 1136 |
| 回収率 | 88.5% | 95.7% | 92.0% |
| 不当要求あり | 46 | 30 | 76 |

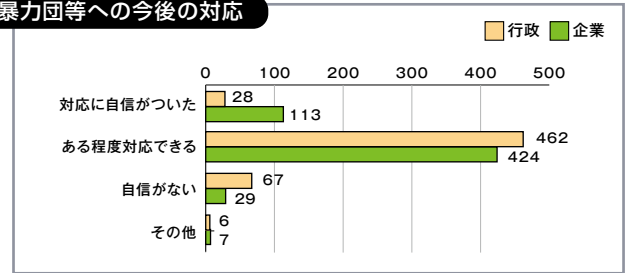
※数値は回答数

1 講習を受講して、講習が「今後役立つと思う」との回答が、企業・行政合わせて91.8%。「今後の暴力団等との対応について」お尋ねしたところ、「自信がついた」「ある程度対応できる」との回答が90.4%でした。この講習の効果があるという結果でした。

受講しての感想



暴力団等への今後の対応

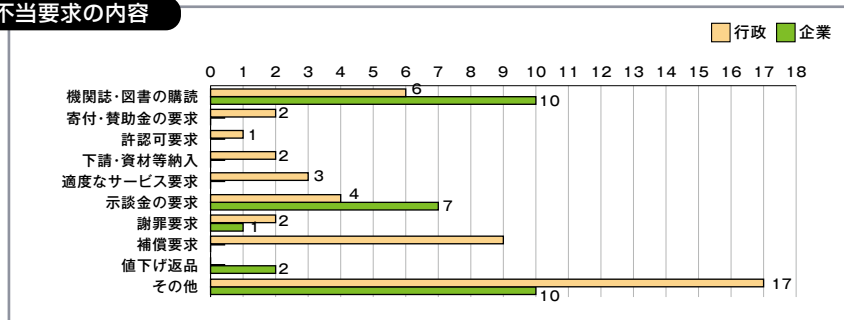


2 不当要求の有無についてお尋ねしたところ、「不当要求を受けたことがある(過去5年以内)」と答えた方が企業で30人、行政で46人ありました。

不当要求の内容は、企業では、「機関誌等購読要求」「示談金の要求」「値下げ等要求」の順、行政では、「補償要求」「機関誌等購読要求」「示談金の要求」「過度な行政サービスの要求」の順でした。

大半の方が要求を拒否したものの、「全面的に応じた」(3人)「一部受け入れた」(10人)と答えた方がありました。

不当要求の内容



講習内容については、「具体的対応要領」「暴力団情勢」「暴対法等法解説」といった内容について充実して欲しい旨の回答や「ロールプレイングがよかった」との声も多くありました。

当センターとしても、この結果を踏まえ、今後も受講者の皆様のご要望に添えるよう努めてまいります。

応募してみようか

高額報酬
即日支払
年齢不問
ホワイト案件

大丈夫？
バイトのつもりが
詐欺加担

令和5年 全国暴力追放運動用「統一標語」最優秀作品

ほらほら 応募しておいで

暴力団排除活動啓発用DVD貸し出しのご案内

不当要求対策～絶対に負けませんⅢ～



カスタマーハラスメントの態様をもとに、対応の基本を集約。判断基準と対応方針の確立を説明。

〈企業向け〉
本編全34分

身に潜む危険



大学の同級生が不当要求事業を回想。どのような対応が適切であるかを考える。責任者の重要性も描く。

〈企業向け〉
2部構成全40分

選択～暴排に向けて～



暴力団等による食品メーカー、町役場に対する不当要求を例にどのような対応を選択すべきかを考える。

2部構成
全55分

不当要求対策～絶対に負けませんⅡ～



「企業対象暴力」と「行政対象暴力」の悪い対応と良い対応を再現。どのような対応がよいのか解説。

2部構成
27/34分

決定的瞬間!これが不当要求だ!



2つのドラマをドキュメンタリータッチで、暴力団と対峙し関係遮断するまでを描く。

〈企業向け〉
本編全34分

教訓～失敗を乗り越えて～



部下が暴力団と関係を持ち、倒産に追い込まれた兄の会社を引き継いだ弟が、兄の失敗を教訓に対応する状況を描く。

〈企業向け〉
本編全34分

奴らには屈しない!



ジャーナリストの視点から暴力団の不当要求の現状と関係遮断をしていく様子を解説。

〈企業向け〉
本編全32分

暴排の標～反社会的勢力を許さない社会～



書籍購読要求、寄付金等要求か物品購入要求、下請参入要求の事例をもとに不当要求の対応要領を解説。

4部構成
全34分

暴力団排除～絶対に負けません～



反社会的勢力による企業に対する嫌がらせ行為とその対応策を解説。

〈企業向け〉
本編全39分

賛助会員を募集しています

(公財)島根県暴力追放県民センターでは暴力団排除活動にご賛同いただける賛助会員の募集をしています。当センターの活動に対する皆様のご支援・ご協力をお願いします。

年会費

- 企業・団体
1口：10,000円
- 個人
1口：5,000円

【口数は何口でも結構です】
※入会申込書を送付します。

ご寄付

- 金額の多寡は問いません。
- その都度受付しております。
- ※申込があれば、事業費等の「寄付目的」を明確にするための寄付書をお渡します。

特典

①税制上の優遇

当センターへの賛助会費・寄付金は、公益法人への寄付金としての税制上の優遇措置が適用されます(証明書を発行します)

②賛助会員ステッカーの交付

賛助会員の会員証の「暴力追放賛助会員ステッカー」を交付します。(暴力団排除の意思の明示)

③機関誌等の送付

当センター発行の機関誌や全国センター情報、各種暴排資料を定期的に送付します。

④DVDの貸出し等

暴排DVDの貸出、ポスター等を優先的に提供します。

⑤ご案内 県民大会などのご案内をします。



公益財団法人 島根県暴力追放県民センター

〒690-0887 島根県松江市殿町383番地 山陰中央ビル7階

電話 (0852) 21-8938 FAX (0852) 21-8938

ホームページ：<https://shimane-b.sakura.ne.jp/>
E-mail：boutsui@mx.miracle.ne.jp



HPへはこちらから

